

令和4年度 建設業コンプライアンス研修 動画視聴用資料

建設業のコンプライアンス
～ 健全で信頼される事業活動を行うために～

埼玉県県土整備部建設管理課

目 次

I コンプライアンス経営を導入しよう！

- 1 コンプライアンスが求められる背景…………… 4
- 2 コンプライアンスの徹底等…………… 4
- 3 コンプライアンスを重視した経営…………… 4

II 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約、工事の施工～

- 1 建設業の許可…………… 6
（目的 建設業法第1条）、（用語の定義 建設業法第2条）、（許可の基準 建設業法第7条）、
（建設業の許可 建設業法第3条）、（下請負契約の締結の制限 建設業法第16条）
- 2 建設工事の見積り等（建設業法第20条）……………11
- 3 建設工事の請負契約の原則（建設業法第18条）……………13
- 4 建設工事の請負契約の内容（建設業法第19条）……………14
- 5 一括下請負の禁止（建設業法第22条）……………17
- 6 主任技術者等の配置義務（建設業法第26条第1項、第2項、第3項）……………18
- 7 経営事項審査の虚偽申請（建設業法第27条の23、第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条）…20

目 次

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～下請人との公正な取引～

下請負人との不公正な取引	21
1 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）	22
2 不当な使用資材等の購入強制の禁止（建設業法第19条の4）	22
3 検査及び引渡し（建設業法第24条の4）	23
4 下請代金の支払い申請（元請負人 建設業法第24条の3）、 （特定建設業者の下請代金の支払期日等 建設業法第24条の6）	24

Ⅲ これまでにお寄せいただいた主な相談や問い合わせの例

建設管理課に寄せられる苦情・相談で多いもの	26
（1）紛争の未然防止（契約作成の徹底）	27
（2）請負代金のトラブル	28

Ⅳ 監督処分

I コンプライアンス経営を導入しよう！

コンプライアンス【COMPLIANCE】とは、法令を順守し企業倫理に則った行動をするということです

1 コンプライアンスが求められる背景

建設業界では、各種法令違反や工事現場等での事故などのマイナスイメージから、県民の信頼性の低下や新たな担い手確保などに課題を抱えています。

こうした課題を解決するためには、県内建設業界全体の信頼回復及び建設業の魅力アップを図ることが必要です。

2 コンプライアンスの徹底等

信頼を回復するには個々の事業所が法令順守へ積極的に取り組み、明るくクリーンな事業を継続することが求められています。

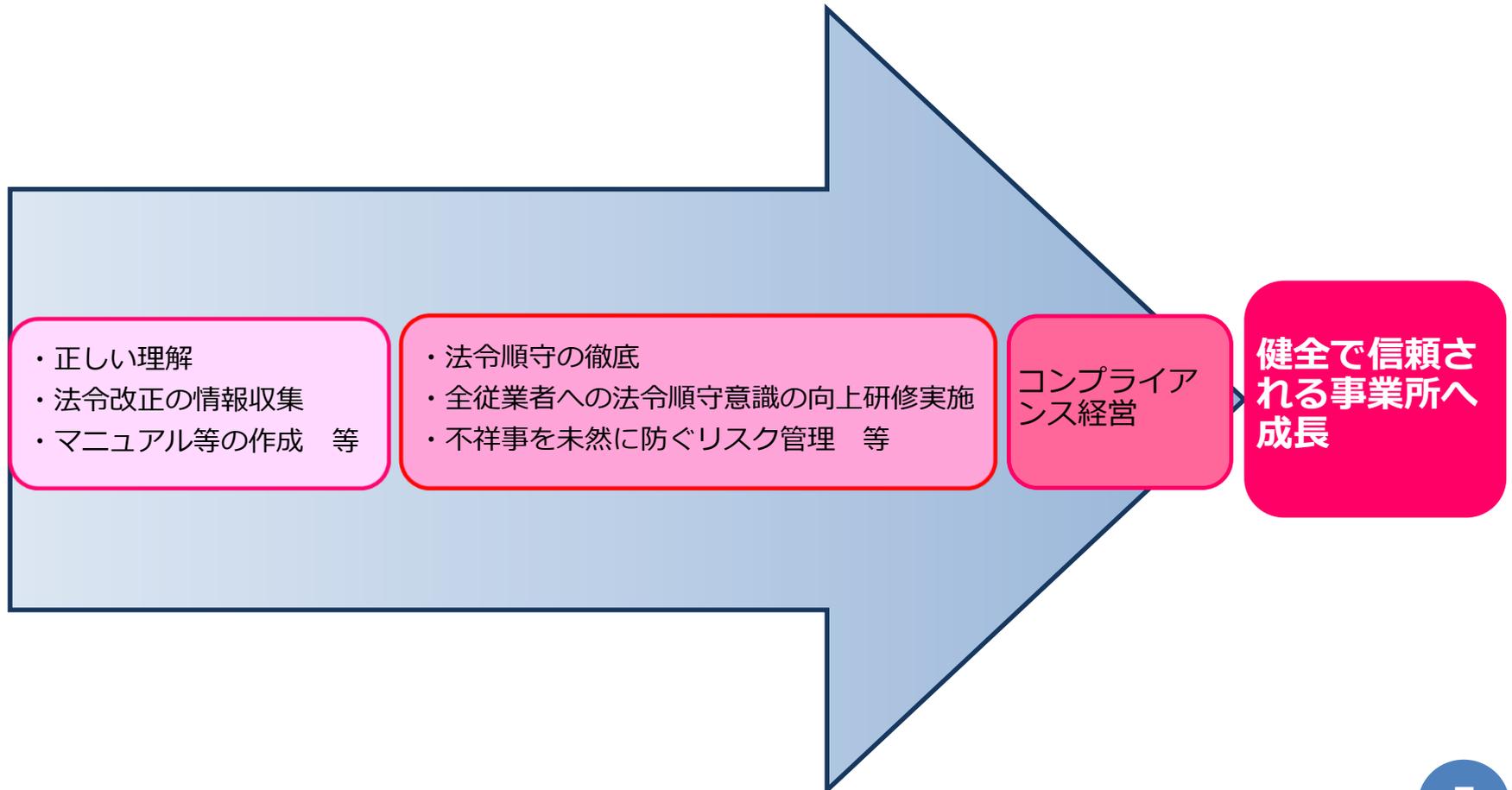
また、魅力アップのためには、福利厚生の実充やDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化を図る等が必要です。

3 コンプライアンスを重視した経営

法令を守ることは当然のことですが、コンプライアンスを重視し、それを意識した経営を導入するには、建設業の基本となる建設業法はもとより、経営や労務を始めとした各種法令等について、従業員全てが関心を持ち熟知する必要があります。

I コンプライアンス経営を導入しよう！

そのためには、各事業所の経営者や幹部がリーダーシップを発揮し、様々な法令改正等の情報収集や正しい理解に努め、事業所としてのスキルアップを図るため、全ての従業員が理解できるような手法の研修等を実施し、事業所全体でコンプライアンス順守に対する意識の向上を図ることで、健全で信頼される事業所へと成長することに繋がっていきます



Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

1 建設業の許可

(1) 建設業法の目的【建設業法第1条】

建設業法では「建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」としています。

(2) 建設業とは【建設業法第2条】

建設業法では、「元請、下請、その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請負う営業をいう」と定義されています。

(3) 許可の基準【建設業法第7条】

建設業許可を取得するには以下の要素が必要です。

- ・ 建設業に関する経営経験
- ・ 技術者の設置
- ・ 誠実性
- ・ 財産的基礎 等

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

(4) 建設業の許可【建設業法第3条】

建設業は、例えば管工事や電気工事など、自分の得意な分野に特化した営業形態をしています。

そのため許可の業種を29に分類し、業種ごとに許可申請者が必要な知識技能や組織として、施工体制等が整っていることを条件とする許可制としています。

「ただし、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者はこの限りではありません。」と例外的に許可不要の基準を定めています。

※ 軽微な建設工事とは、建築一式工事を除く28業種の場合は、1件の請負代金の額が500万円に満たない建設工事としています。

建築一式工事の場合は、1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事としています。

なお、許可を取得した業者を建設業法では「建設業者」と定義しています。

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

業 種 (全29業種)

【建築工事業】 (建設業者)

【28業種】 (建設業者)

土木工事業、大工工事業、左官工事業、
とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、
電気工事業、管工事業、タイル・れんが
・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、
舗装工事業、しゅんせつ工事業、
板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、
防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、
熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、
さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、
消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

許可不要

(ただし、適正な施工を確保すること)

- ・ 1件が1,500万円未満の請負工事 (税込み)
- ・ 延べ面積が150㎡に満たない木造住宅の請負工事 (金額の制限なし)

1件が500万円未満の請負工事 (税込み)

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

(5) 一般建設業と特定建設業【建設業法第16条】

建設業界では下請を利用するという特殊事情を鑑み、一般建設業許可と特定建設業許可の2種類の区分があります。

① 一般建設業許可

発注者から直接請け負った建設工事について、施工にあたり下請負人と総額4,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。

○R5.1.1の建設業法施行令の改正により、金額要件が改正されます。

() 書きは建築一式

- ・ 特定建設業の許可 4,000万円→4,500万円
(6,000万円→7,000万円)

② 特定建設業許可

- 発注者から直接請け負った建設工事について、施工にあたり下請負人との下請契約金額についての制限はありません
- 全体工程の監理・監督がメインになり、多くの下請けを使用することができます。
そのため監理技術者が必要になり、一般建設業許可に比べ技術者のレベルや資本金等の許可基準が厳しくなっています。
- 各下請負人間の紛争等について、元請負人として解決するための指導等の責任があります。

※金額については、令和5年1月の建設業法施行令改正を反映しています。

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

一般建設業許可と特定建設業許可の違い

発注者

一次下請への発注金額の総額（二次下請以降はカウントしない）

元請

=

- ① B社 + C社 + D社 4,500(建築一式7,000)万円未満 → 一般建設業許可
- ② " 4,500(建築一式7,000)万円以上 → 特定建設業許可

一次下請

=

B社

C社

D社

二次下請

=

E社

F社

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

2 建設工事の見積り等【建設業法第20条】

○建設業法では、建設業者(許可業者)には見積書を作成するよう努めることが求められています。

また、見積書を求められた場合には作成し渡さなければなりません。

○建設業法で定める契約書の内容が満たされる見積書になることが望ましいです。

○見積書を要求するときは、見積りをするために必要な一定の期間を設けなければなりません。

見積書に記載する重要事項の例（契約書の内容となるべきもの）

- 1 工事名称
- 2 施工場所
- 3 金額
- 4 設計図書（数量等を含む）
- 5 工事の責任施工範囲
- 6 工事の工程（下請契約にあつては、下請工事を含む工事の全体工程を含む）
- 7 見積条件（下請契約にあつては、他工種との関係部位、特殊部分に関する事項を含む）
- 8 施工環境、施工制約に関する事項
- 9 下請契約にあつては、材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項 等

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

○ 引き続き、「法定福利費（社会保険料等の事業主負担分）を内訳明示する標準見積書」の活用に努めてください。

なお、現在国において「標準見積書への安全衛生経費の内訳明示」についても検討を行っています。

<標準見積書のイメージ>

令和 年 月 日作成

〇〇〇〇工事見積書 イメージ

金 円

(安全衛生対策項目に係る費用) 円を含む)

【種目別内訳例】

名 称	摘 要	数量	単位	金 額	備 考
1空調・換気設備		1	式	〇〇〇〇〇〇	
2衛生設備		1	式	〇〇〇〇〇〇	
小 計				〇〇〇〇〇〇	
共通費					
I. 共通仮設費		1	式	〇〇〇〇	
II. 現場管理費		"	"	〇〇〇〇〇	
III. 経費		"	"	〇〇〇〇〇	
小 計				〇〇〇〇〇	
合 計				〇〇〇〇〇〇〇	
消費税相当額		1	式	〇〇〇	
総 合 計 (Y)				〇〇〇〇〇〇〇	
【法定福利費相当額】(A)		1	式	〇〇〇〇	A=Y+U+Z
					Y: 合計 U: 労務費率 Z: 法定福利費事業 主負担率(合計値)
【安全衛生対策項目に係る費用の合計額】		1	式	〇〇〇〇〇〇〇	詳 細 別 添

<添付書類のイメージ>

安全衛生対策項目に係る費用の詳細

イメージ

安全衛生対策項目	数量	単位	金額	備考
交通規制				
① 交通誘導警備員	3	人	〇〇〇,〇〇〇	
② 規制車	1	台	〇〇〇,〇〇〇	
安全集塵、注意喚起				
① 各種注意看板標識 (立入禁止・開口部分)			〇〇〇,〇〇〇	
② 安全標示板			〇〇〇,〇〇〇	
保護具類				
① 保護帽			〇〇,〇〇〇	
② 墜落制止用器具			〇〇〇,〇〇〇	
新規入場者教育、送り出し教育			〇〇,〇〇〇	
高所作業車運転技能講習			〇〇,〇〇〇	
足場の組立等作業主任者技能講習			〇〇,〇〇〇	
安全衛生対策項目に係る費用の合計額	1	式	〇〇〇,〇〇〇	

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

3 建設工事の請負契約の原則【建設業法第18条】

- 請負契約においては、発注者と請負人は対等な関係です。

しかし、建設業界では「元請負人」と「下請負人」という独特な仕組みがあり、元請負人の言いなりとなってしまうことが見受けられます。

- 建設業法第18条では、建設工事の請負契約の当事者は対等ということを確認に規定しています。

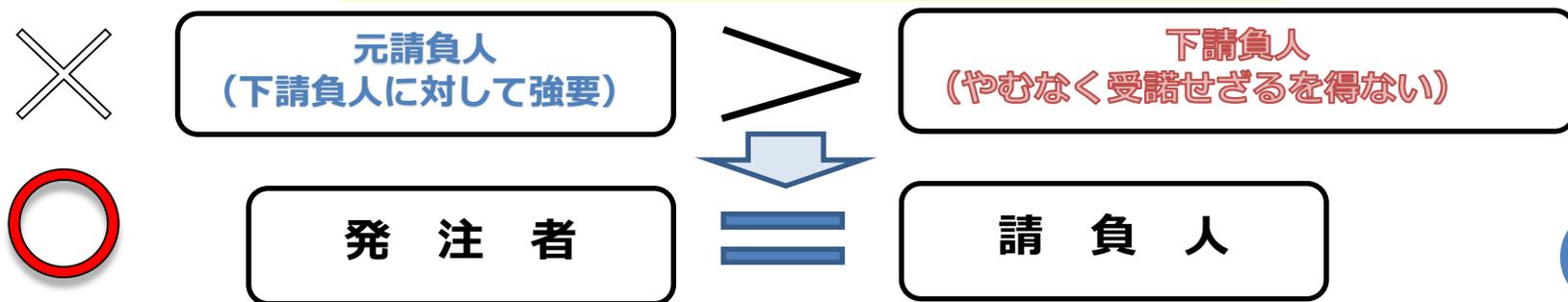
元請負人の優位性を利用する契約の強要等は建設業法違反になります。

- 建設工事の発注者は、請負人の技術や施工実績、信頼性等を確認して契約の相手方を選びます。

- 建設業法では、契約を締結したら信義に従って誠実に履行することを義務付けています。

発注者の信義を損なう一括下請け発注は、建設業法違反になります。

建設業界の特殊性(元請負人有利の傾向)



Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

4 建設工事の請負契約の内容【建設業法第19条】

(1) 契約書の必要性

請負契約は書面が無くても成立します。

しかし、建設工事の場合、長期間の工期でその間に世の中の情勢が変わったり複雑な工程を必要として施工途中で対応が変わったりする等で、契約条件や施工等の根拠が明確になっていないと、紛争が起きた際に解決が難しくなります。

そのため建設業法では、金額に関係なく、着工前に、いつ、いくらで、いつまでに等の16項目について協議し、合意した内容を書面にして、署名又は記名押印の上、相互に交わすことを義務付けています。

(2) 契約書作成の時期

原則として金額に関係なく全ての工事について着工前に契約を結ぶ必要があります。

着工前に双方が合意をした契約書を交わしていないとトラブルの原因になります。

また、当初想定していなかった対応が必要となった場合にも、あらかじめ契約内容を変更してから、変更の工事を行わなければなりません。

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

(3) 契約書作成の手順

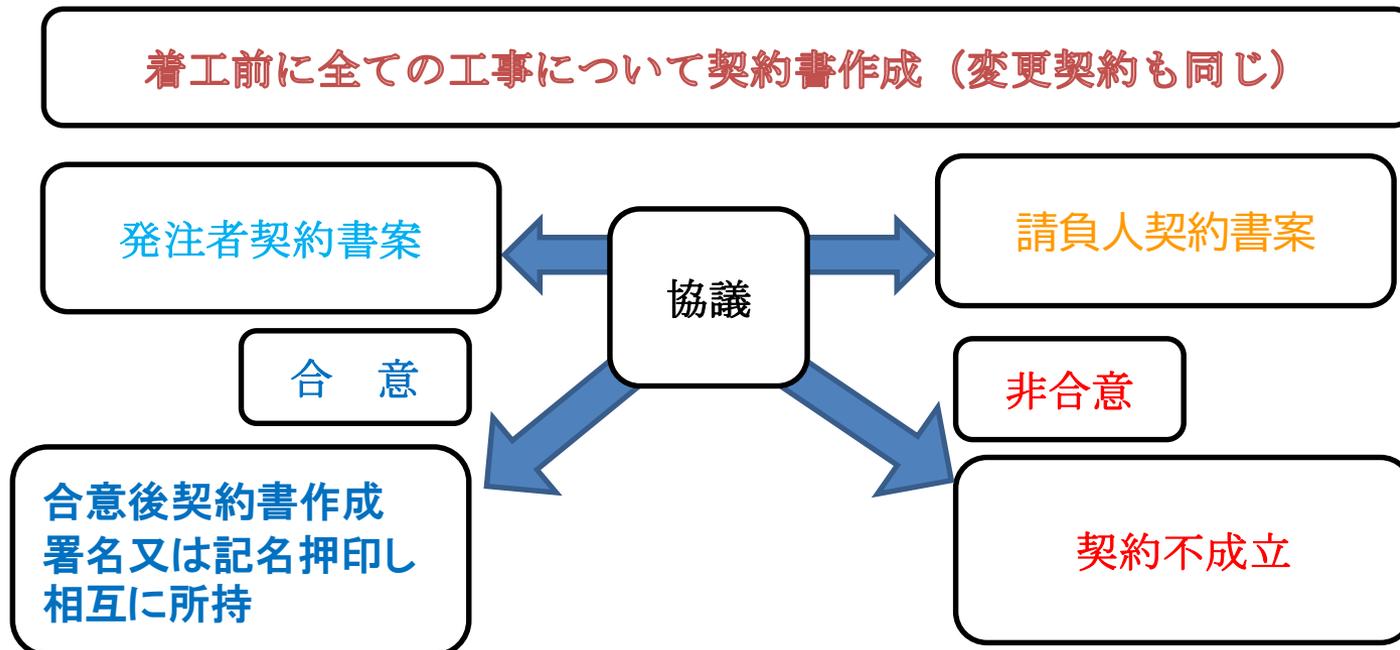
発注者と請負人の立場は対等です。

着工前に16項目について発注者が希望する条件の契約書案と請負人の条案を持ち寄り、条件が合わない項目について協議します。

全てが合意に至ったら、合意した契約書として作成し、署名又は記名押印して互いに交わします。

協議しても合わない項目がある場合は、契約は不成立となります。

合意できないことを一方的に強要することは法律違反になります。



Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

契約書に記載しなければならない事項

1. 工事内容
2. 請負代金の額
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期
4. 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容
5. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払定めをするときは、その支払の時期及び方法
6. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
7. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
8. 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第108号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
9. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
10. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
11. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
12. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
13. 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
15. 契約に関する紛争の解決方法
16. その他国土交通省令で定める事項

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

5 一括下請負の禁止【建設業法第22条】

- 建設業者は、請け負った工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。

請け負った仕事は自らの責任で行うのが基本です。

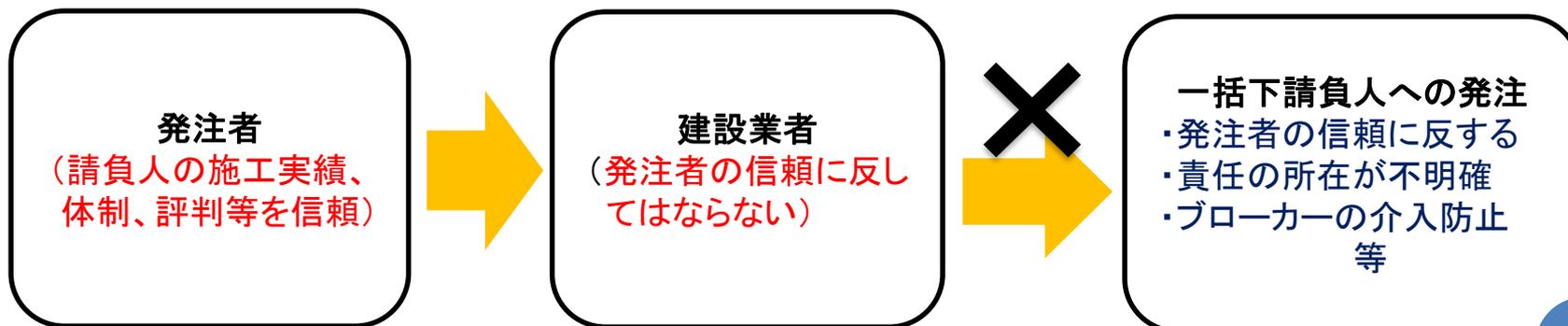
発注者は請負業者の技術等を信頼して発注しています。他人に一括して下請けに出すことはその信頼を損ねることになります。

- なお、下請負人との間の契約においても、一括下請の禁止は適用されます。

- 一括下請負の例

- ・ 建設工事の全部又は主たる部分を請け負わせる場合
- ・ 「施工管理等」に実質的に関与していない場合 等

※ 但し、民間工事においては、多数の者が利用する一定の重要施設（マンション等）以外は、発注者の書面による事前承諾があれば一括下請負も可。



Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

6 主任技術者等の配置義務【建設業法第26条第1項・第2項・第3項】

建設業者は、建設工事を施工するときは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、**主任技術者等を配置**しなければなりません。

また、公共性のある工作物に関する建設工事※で4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに**専任の者**でなければなりません

※ 発注者から直接建設工事を請負った特定建設業者で、下請契約の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上になる場合は、主任技術者 → 監理技術者。

○R5.1.1の建設業法施行令の改正により、金額要件が改正されます。

（ ）書きは建築一式

・主任技術者の専任

3,500万円→4,000万円
(7,000万円→8,000万円)

・監理技術者の設置

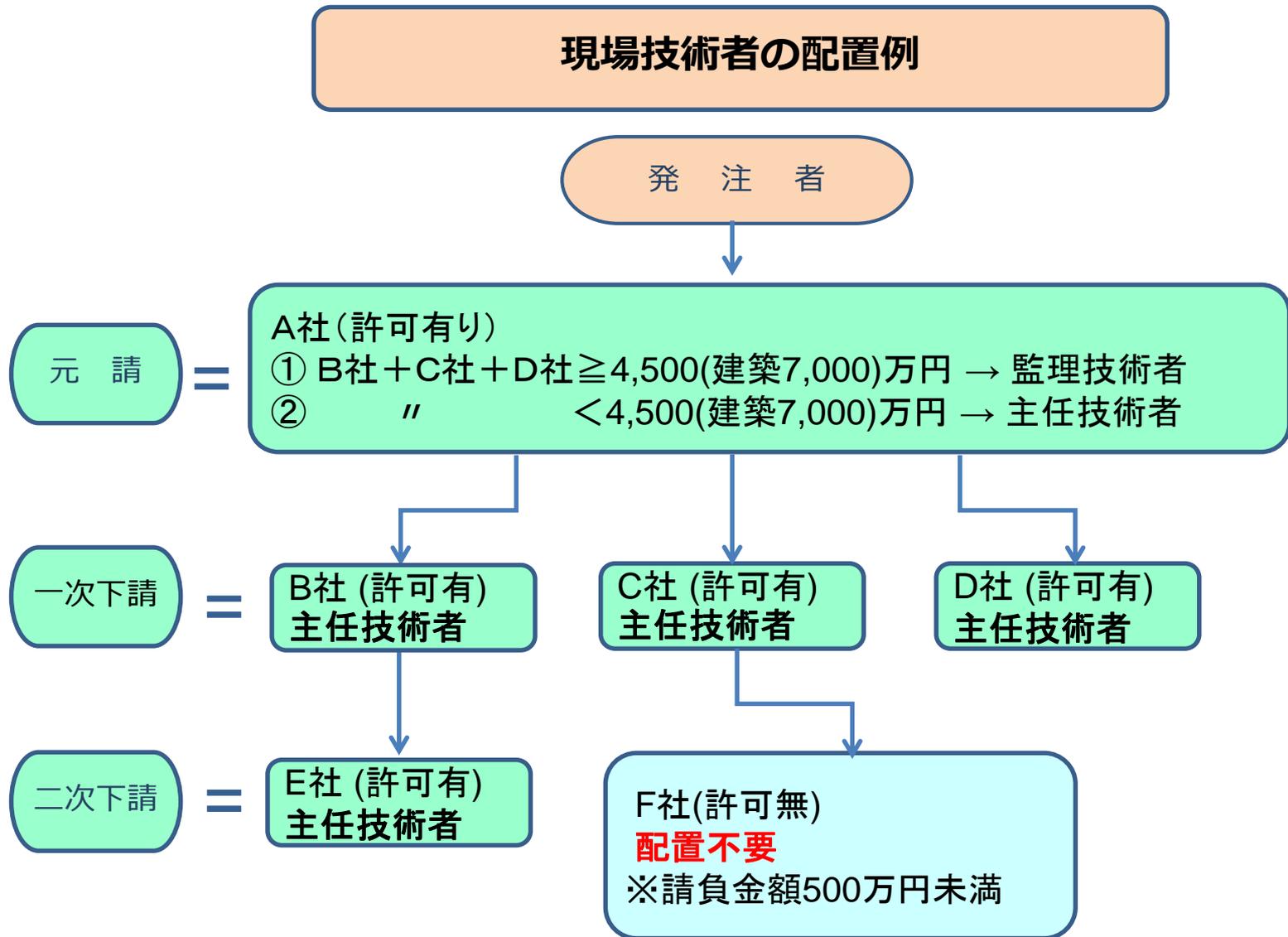
4,000万円→4,500万円
(6,000万円→7,000万円)

※「公共性のある工作物に関する建設工事」とは（民間工事も含む。）

- ① 国、地方公共団体発注の施設や工作物
- ② 鉄道、道路、ダム、上下水道などの公共性のある施設
- ③ 電気事業用施設、ガス事業用施設
- ④ 学校・図書館、寺院、工場、病院、デパート・事務所、ホテル、共同住宅等の公衆又は多数の者が利用する施設

※金額については、令和5年1月の建設業法施行令改正を反映しています。

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～



Ⅱ 建設業法が定めるルール ～適正な請負契約・工事の施工～

7 経営事項審査の虚偽申請

【建設業法第27条の23、第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条】

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。経営事項審査の際には、完成工事高の水増しや、在籍しない技術職員の名簿記載等、虚偽の申請をしてはいけません。

虚偽の申請をした場合、営業停止処分のほか、懲役又は罰金が科されます。

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～公正な取引～

～下請負人との不公正な取引～

(下請負人との不公正な取引は、公正取引委員会への措置請求も)

建設業法では、請負契約の原則を示す規定が設けられており、国土交通省は、建設業者が守るべき下請取引上のルール「建設業法令遵守ガイドライン」を公表しています。

国や地方公共団体は、次の行為について、独占禁止法に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求をする場合があります。

【建設業法第42条】

建設業法令遵守ガイドライン（第8版）

－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 －

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

令和4年8月

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～公正な取引～

1 不当に低い請負代金の禁止 【建設業法第19条の3】

元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人に対して通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金額とする請負契約を締結してはなりません。

また、正当な理由がなく、契約締結後に請負代金を減額することも禁止されています(赤伝処理・やり直し工事※等)。

※ やり直し工事 【建設業法第18条、第19条の3】

下請工事施工後にやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、その工事が下請負人の責めに帰すべき理由がある場合を除き、やり直し工事に必要な費用は元請負人が負担しなければなりません。

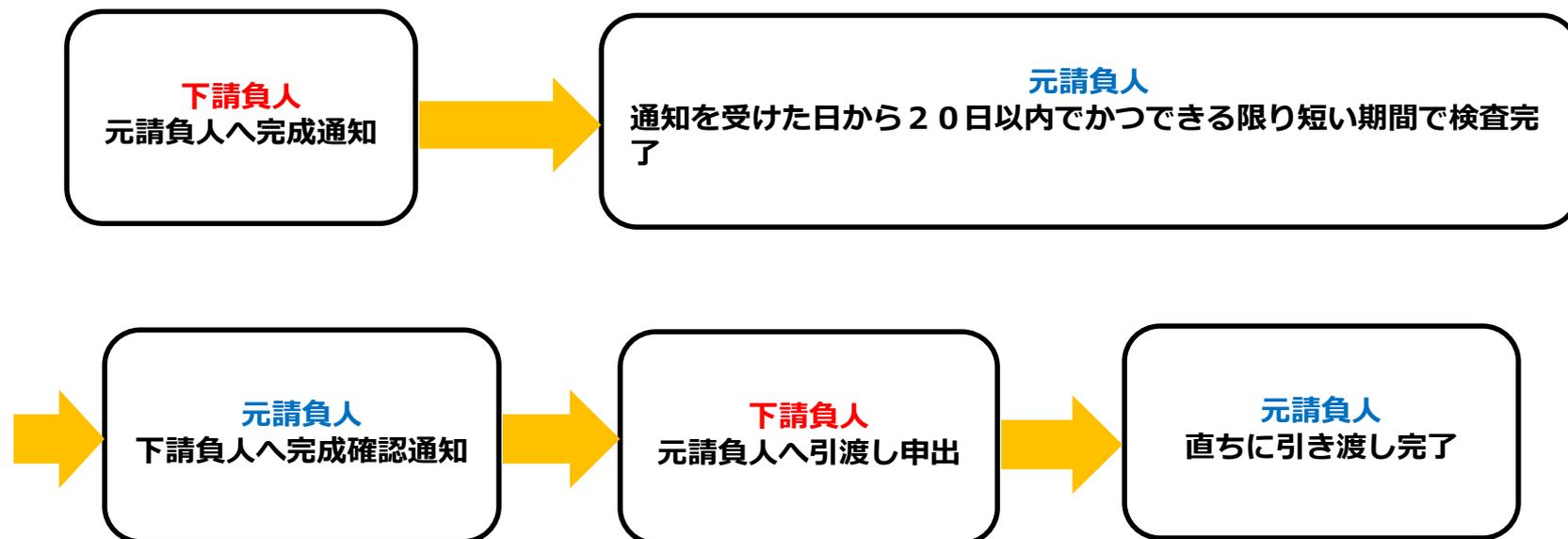
2 不当な使用資材等の購入強制の禁止 【建設業法第19条の4】

元請負人は、請負契約締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人に対して、工事に使用する資材、機械器具又はこれらの購入先を指定し下請負人の利益を害してはなりません。

Ⅱ 建設業法が定めるルール ～公正な取引～

3 検査及び引渡し【建設業法第24条の4】

- 検査及び引渡しは、請負代金の請求のために重要な行為です。
- 元請負人は下請負人から完成した通知を受けたときには、受けた日から20日以内で、かつ、出来る限り短い期間で検査を完了しなければなりません。
- 完成確認後は、下請負人が申し出たときは直ちに引き渡しを受けなければなりません。

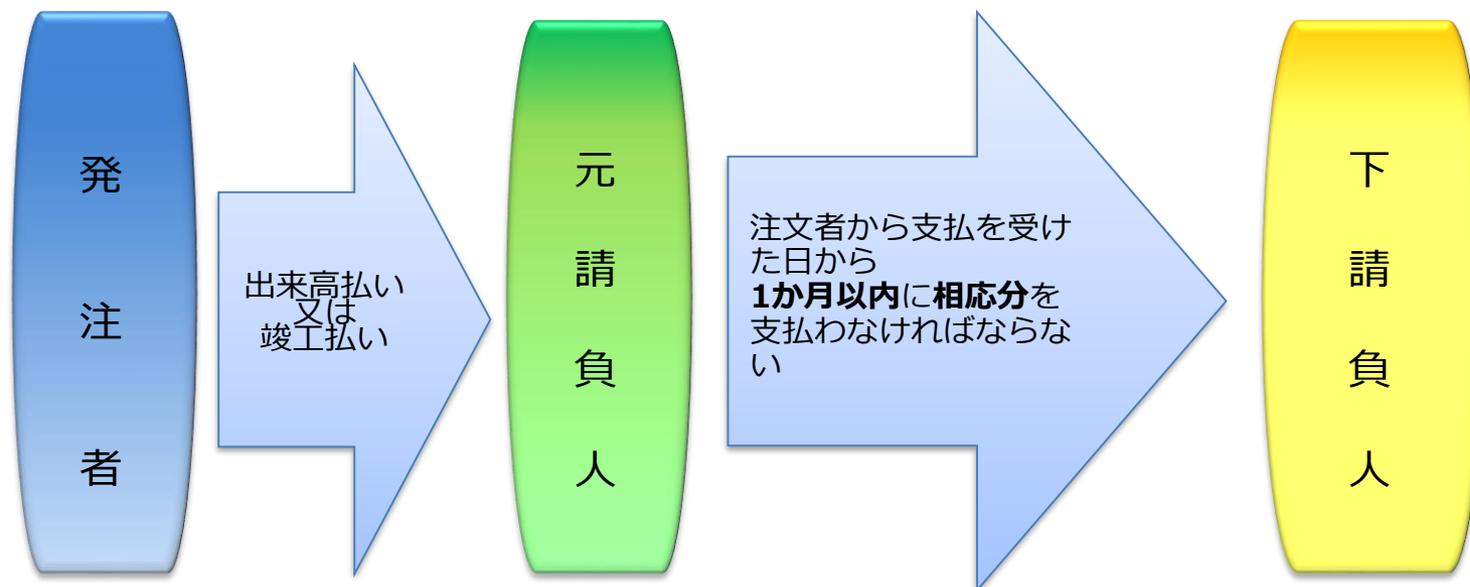


Ⅱ 建設業法が定めるルール ～公正な取引～

4 下請代金の支払

(1) 元請負人の支払期日等【建設業法第24条の3】

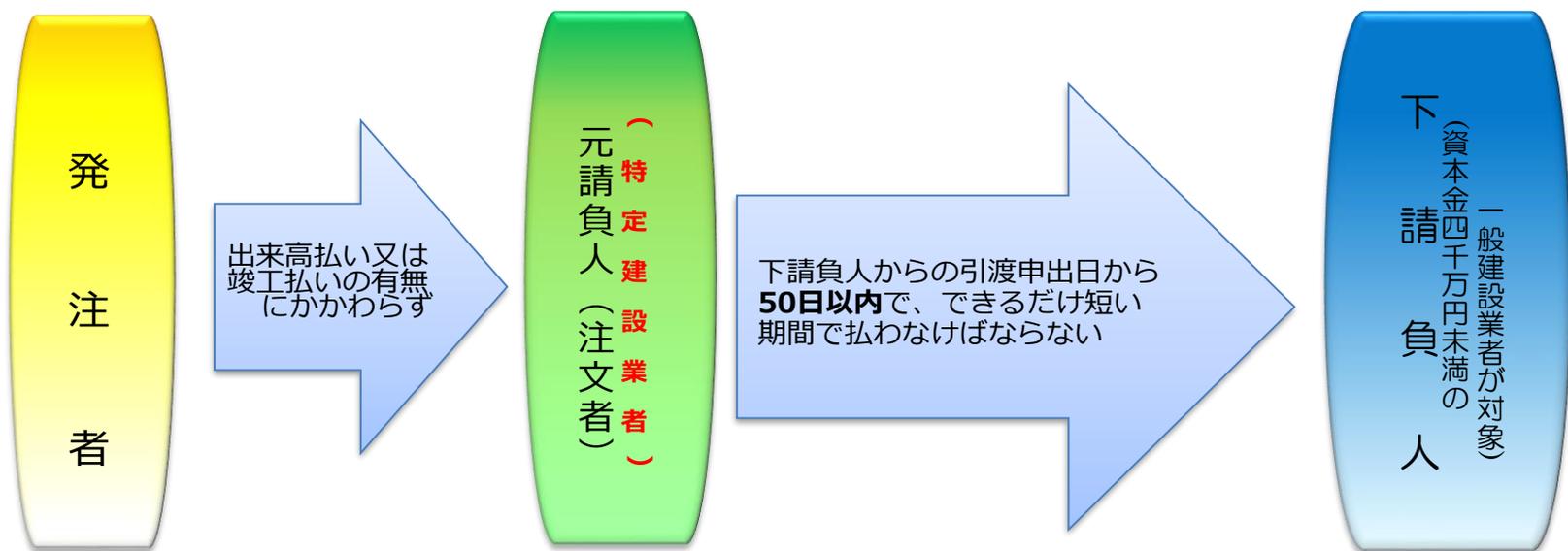
- 発注者から出来高部分に対する支払や完成後の支払を受けたときは、支払対象となった工事の下請負人に対して、相応する下請代金を1か月以内に、かつ、できるだけ短い期間で支払わなければなりません。
- 下請負人との契約で支払期日の1か月以降とするよう設定しても無効です。



Ⅱ 建設業法が定めるルール ～公正な取引～

(2) 特定建設業者の下請代金の支払期日等【建設業法第24条の6】

施工にあたり下請契約金額についての制限がない特定建設業者が注文者となった下請代金の支払期日は、下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の者以外が下請負人の場合は、発注者から支払を受けたか否かにかかわらず、工事完成確認後、下請負人から目的物の引渡しの申出があれば、原則としてその日から50日以内に、かつ、できる限り短い期間を定めて下請代金を支払わなければなりません。支払が遅れた部分には、遅延利息の支払が必要になります。



Ⅲ これまでにお寄せいただいた主な相談

(1) 埼玉県建設管理課に寄せられる苦情・相談で多いもの

- 埼玉県に寄せられる苦情・相談（令和3年度：約200件）のうち、その多くは建設工事の請負代金等の支払に関する相談です。
- 請負代金の支払の問題は、基本的には契約上の債権債務に関することであるため、行政は介入できず、当事者間による解決が原則となります。
- 請負代金の支払に関する苦情・相談の大半は、書面契約を交わしていないこと等が原因となって発生しています。
- その場での口約束は、経営上の重大なリスクと認識し、請負代金の支払に関する紛争の発生を未然に防止するために書面による請負契約を交わすことが必要です。
- 建設業法では、後日の紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請負契約の当事者に対して、事前に書面による契約を義務づけています。

Ⅲ これまでにお寄せいただいた主な相談

(2) 紛争の未然防止（契約作成の徹底）

- 建設業法では、後日の紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請負契約の当事者に対して、事前に書面による契約を義務づけています。
- 特に、請負代金の支払に関する紛争は、後日、変更内容に関する当事者間の主張が食い違うことにより生ずる場合が多いため、契約内容を変更する場合は、速やかに変更契約を締結する必要があります。
- 速やかな変更契約書作成等が困難な場合は、当事者が合意した変更内容を書面化し、相互に交付し合うことが必要です。これらの書面は、後日、紛争が生じた際、自らの債権債務を主張する重要な証拠となります。
- 工事途中で作業が追加されるときには、特に、留意する必要があります。
- ただし、建設業法に定める建設工事請負契約書が揃っていないからと言って、契約は無効とはならず、民法上は有効であることに注意してください。
- また、国土交通省では、一般的に建設工事請負契約で使われる契約条項をまとめた標準請負契約約款を作成し、国土交通省のホームページで公表していますので、参考にしてください。

Ⅲ これまでにお寄せいただいた主な相談

(3) 請負代金のトラブル

- よくある相談として「建設工事の下請けをしたが、支払時期を過ぎても下請代金を支払ってもらえない。」があります。
- 下請代金の未払いについては、契約書や注文書などの書類が残っているか、が重要となります。
- 下請代金請求の根拠となる資料（契約書、請書、注文書など）をもとに、口頭での催促ではなく、「いつまでに」「いくら支払う」か、また「支払われない場合どうするか」などについて書面で請求することが重要で、場合によっては内容証明郵便で請求するなどの対応が必要となります。
- それでも支払われない場合は、民事調停や裁判所の支払命令、少額訴訟等で回収を図ることになりますが、根拠となる資料がないと解決は困難となります。
- 口頭契約で根拠資料が自分の請求書だけだと、契約金額の争いになる可能性もありますので、下請に入るときは、必ず契約書、注文書などをもらってください。
- 都道府県や国にはそれぞれの専門家による建設工事紛争審査会という仲裁機関が設置されています。

IV 監督処分

監督処分

【建設業法第28条】

営業停止処分

建設業者としての営業活動を停止する処分。
新たな請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為が一定期間禁止となる。

指示処分

建設業法違反又は不適切な事実の是正について、建設業者に対し具体的にとるべき措置を命令するもの。

【建設業法第29条】

許可取消処分

不正な手段で建設業の許可を受けた場合や、建設業法等の違反の情状が特に重いと判断された場合、建設業許可の取消しとなる。

- ❑ 処分を受けた者は公報に掲載されるとともに、国土交通省ホームページの「ネガティブ情報検索サイト」に情報が掲載されます。

(<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>)

Ⅲ 監督処分

【年度別監督処分状況】

区分	年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	全国 (R3)
指 示		2	2	1	2	5	170
停 止		3	3	0	0	0	152
取 消		28	3	6	22	6	225
計		33	8	7	24	11	547

【年度別相談件数】

内 容	年 度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
工 事 瑕 疵		30	53	53	44	27
工 事 遅 延		10	10	8	10	8
工事代金の争い		19	11	14	15	6
契 約 解 除		23	16	25	17	7
下請代金の争い		55	40	35	28	23
未 着 工		5	7	7	1	0
中 途 放 棄		4	7	5	7	1
そ の 他		321	197	159	194	120
計		467	341	306	316	192